

議第39号

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する
条例

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「、第13条、第17条及び第18条」を「及び第13条」に改める。

第39条前段中「(第5条第1項第4号、第6条第1項第1号ア及びイ並びに別表を除く。)」を削り、同条後段を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第39条の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第39条の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日までに赴任を命じられた者の旅行については、改正後の条例第39条の規定は、適用せず、なお従前の例による。

提案理由

教職員の給与を改定する等の必要があるので提案する。